

別表（第7及び第9関係）

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図画（2の項から4の項まで又は8の項に該当するものを除く。）	イ 閲覧	100枚までごとにつき100円
	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき100円に12枚までごとに760円を加えた額
	ハ 複写機により用紙に複写したものの交付（二に掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙1枚につき10円（A2判については40円，A1判については80円）
	ニ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	用紙1枚につき20円（A2判については140円，A1判については180円）
	ホ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	1枚につき120円（縦203ミリメートル，横254ミリメートルの者については520円）に12枚までごとに760円を加えた額
	ヘ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1枚につき50円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
	ト スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき100円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
	チ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき120円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額

2 マイクロフィルム	イ 用紙に印刷したものの閲覧	用紙 1 枚につき 10 円
	ロ 専用機器により映写したものの閲覧	1 巻につき 290 円
	ハ 用紙に印刷したものの交付	用紙 1 枚につき 80 円 (A 3 判については 140 円 , A 2 判については 370 円 , A 1 判については 690 円)
3 写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの閲覧	1 枚につき 10 円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1 枚につき 30 円(縦 203 ミリメートル , 横 254 ミリメートルのものについては 430 円)
4 スライド (9 の項に該当するものを除く。)	イ 専用機器により映写したものの閲覧	1 巻につき 390 円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1 枚につき 100 円(縦 203 ミリメートル , 横 254 ミリメートルのものについては 1,300 円)
5 録音テープ (9 の項に該当するものを除く。)	イ 専用機器により再生したものの聴取	1 巻につき 290 円
	ロ 録音カセットテープに複写したものの交付	1 巻につき 430 円
6 ビデオテープ又はビデオディスク	イ 専用機器により再生したものの視聴	1 巻につき 290 円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	1 巻につき 580 円
7 電磁的記録 (5 の項 , 6 の項又は 8 の項に該当するものを除く。)	イ 用紙に出力したものの閲覧	用紙 100 枚までごとにつき 200 円
	ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	1 ファイルにつき 410 円
	ハ 用紙に出力したものの交付 (二に掲げる方法に該当するものを除く。)	用紙 1 枚につき 10 円
	ニ 用紙にカラーで出力したものの交付	用紙 1 枚につき 20 円
	ホ フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1 枚につき 50 円に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額

	ヘ 光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき100円に1ファイルごとに210円を加えた額
	ト 光ディスク（日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき120円に1ファイルごとに210円を加えた額
	チ 幅12.7ミリメートルのオープンリールテープに複写したものの交付	1巻につき7,000円に1ファイルごとに210円を加えた額
	リ 幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき800円（日本工業規格X6135に適合するものについては2,500円、国際規格14833、15895又は15307に適合するものについてはそれぞれ8,600円、10,500円又は12,900円）に1ファイルごとに210円を加えた額
	ヌ 幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき1,800円（日本工業規格X6142に適合するものについては2,600円、国際規格15757に適合するものについては3,200円）に1ファイルごとに210円を加えた額
	ル 幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき590円（日本工業規格X6129、X6130又はX6137に適合するものについてはそれぞれ800円、1,300円又は1,750円）に1ファイルごとに210円を加えた額
8 映画フィルム	イ 専用機器により映写したものの視聴	1巻につき390円

8 映画フィルム	ロ ビデオカセットテープに 複写したものの交付	6,800 円(16 ミリメートル映画フィルム については 13,000 円 , 35 ミリメートル 映画フィルムについては 10,100 円) に 記録時間 10 分までごとに 2,750 円 (16 ミリメートル映画フィルムについては 3,200 円 , 35 ミリメートル映画フィルム については 2,650 円) を加えた額
9 スライド及び録 音テープ (スライド 及び当該スライドの 内容に関する音声を 記録した録音テープ を同時に視聴する場 合に限る。)	イ 専用機器により再生した ものの視聴	1 巻につき 680 円
	ロ ビデオカセットテープに 複写したものの交付	5,200 円(スライド 20 枚を超える場合に あつては , 5,200 円にその超える枚数 1 枚につき 110 円を加えた額)
備考 1 の項八若しくは二, 2 の項八又は 7 の項八若しくは二の場合において , 両面印刷の 用紙を用いるときは , 片面を一枚として額を算定する。		